注　容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、引火性液体類には該当しない。

（ⅱ）（ⅰ）の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす引火性液体類は、許容容量が30L以下の単一容器又は内装容器に収納する場合に限り、容器等級をⅢとすることができる。

イ　溶剤分離試験（撹拌した試験物質を、高さが約25cmで内径が約3cmで均一なメスシリンダーに100mL注入し、24時間経過後の分離した溶剤の高さを測定する試験をいう。）において、分離した溶剤の高さが試験物質全体の高さの3%未満であること

ロ　備考2(6)及び(7)に規定する毒物及び腐食性物質の容器等級の判定基準において、毒物又は腐食性物質のいずれにも該当しないものであること

ハ　次の表の第1欄及び第2欄に掲げる流下時間（JIS K 5600-2-2に規定されるフローカップ法により測定された流下時間をいう。）及びその測定に用いたフローカップのオリフィス径に応じ、引火点が同表の第3欄に掲げる温度であること

流下時間	フローカップのオリフィス径	引火点
20秒を超え60秒以下の時間	4mm	17℃を超える温度
60秒を超え100秒以下の時間	4mm	10℃を超える温度
20秒を超え32秒以下の時間	6mm	5℃を超える温度
32秒を超え44秒以下の時間	6mm	-1℃を超える温度
44秒を超え100秒以下の時間	6mm	-5℃を超える温度
100秒を超える時間	6mm	-5℃以下の温度

(4)　可燃性物質類

（ⅰ）　可燃性物質（自己反応性物質を除く。）の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

可燃性物質（自己反応性物質を除く。）の容器等級の判定基準		容器等級
金属粉	長さが250mmであって、断面の形状が直角二等辺三角形（底辺20mm及び高さ10mmのもの。）である三角柱に堆積した試験物質（以下「堆積物」という。）の一端に点火し、堆積物全体が燃焼する時間が5分以下のもの	Ⅱ
	燃焼する時間が5分を超え、かつ、10分以下のもの	Ⅲ
金属粉以外の物質	堆積物の一端に点火し、当該一端からの距離が80mmから180mmまでの区間が燃焼する時間が45秒未満であって、かつ、堆積物の点火していない方の端からの距離が30mmから40mmまでの区間に水1mLを加えて湿らせた部分（以下「湿性部」という。）を超えて燃焼が継続するもの	Ⅱ
	燃焼する時間が45秒未満であって、かつ、燃焼が湿性部を超えないもの	Ⅲ
注　1　IMDGコード2.4.2.2.2に規定する可燃性物質の試験によるものとする。 2　容器等級Ⅱ又はⅢに該当しない物質（自己反応性物質を除く。）は、可燃性物質には該当しない。		

（ⅱ）　自己反応性物質のタイプは、次の表に定めるところにより判定するものとする。

自己反応性物質のタイプの判定基準	タイプ
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、熱爆発を起こす傾向を有するが、爆ごうも急速な爆燃も起こさないもの	B
爆発性を有する物質であって、容器に収納された状態で、爆ごう、急速な爆燃又は熱爆発のいずれの反応も起こさないもの	C
実験室での試験において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1)　部分的な爆ごうを起こすが、急速な爆燃を起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの (2)　緩やかな爆燃を起こすが、爆ごうを全く起こさない物質であって、密閉された状態で加熱したときに激しい反応を起こさないもの (3)　密閉された状態で加熱したときに中程度の反応を起こすが、爆ごうも爆燃も全く起こさないもの	D
実験室での試験において、爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、かつ、密閉された状態で加熱したときにほとんど反応を起こさないもの	E
実験室での試験において、空隙がある状態で爆ごうも爆燃も全く起こさない物質であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1)　密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験でほとんど反応を起こさないもの (2)　密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、熱安定性がないもの（自己加速分解温度が60℃未満のものを含む。） (3)　密閉された状態で加熱したとき及び爆発力の試験で反応を起こさないが、希釈剤の沸点が150℃未満のもの	F
注　1　IMDGコード2.4.2.3.3に規定する自己反応性物質の試験によるものとする。 2　次のいずれかに該当するものは、自己反応性物質には該当しない。 (1)　火薬類 (2)　酸化性物質（可燃性の有機物を５質量%以上含むものを除く。） (3)　有機過酸化物 (4)　50kgを容器に収納した状態の自己加速分解温度が75℃を超える物質 (5)　分解熱が300J/g未満のもの	

（ⅲ）　自然発火性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

自然発火性物質の容器等級の判定基準		容器等級
固体の物質（自己発熱性物質を除く。）	粉末の試験物質を1mの高さから断熱板上に落下させ、発火するもの	Ⅰ
液体の物質（自己発熱性物質を除く。）	次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　珪藻土又はシリカゲルを5mmの高さに盛った磁製のカップに試験物質を5mL注入にした場合に、5分以内に発火するもの (2)　磁器カップ内に置いた乾燥したろ紙に試験物質を0.5mLを滴下した場合にろ紙を焦がすもの	Ⅰ
自己発熱性物質	目開きが0.05mmのステンレス製金網で作られた一辺が25mmの立方体の容器に試験物質を堆積したものを恒温槽（熱風循環式のものに限る。以下この表において同じ。）内に設置し、恒温槽の温度を140℃で24時間保持したときに、試験物質が発火したもの又は試験物質の温度が200℃を超えるもの（0.45m³に集積した試験物質の自然発火温度が50℃を超えるものを除く。）	Ⅱ
	目開きが0.05mmのステンレス製金網で作られた一辺が100mmの立方体の容器に試験物質を堆積したもの（以下この表において「試験容器A」という。）を恒温槽内に設置し、恒温槽の温度を140℃で24時間保持したときに、試験物質が発火したもの又は試験物質の温度が200℃を超えるもの（容器等級Ⅱに該当するもの、27m³に集積した試験物質の自然発火温度が50℃を超えるもの及び次の(1)又は(2)に該当するものを除く。） (1)　試験容器Aを恒温槽内に設置し、恒温槽の温度を120℃で24時間保持したときに、発火せず、かつ、試験物質の温度が180℃を超えないもの（3m³以下の体積のものに限る。） (2)　試験容器Aを恒温槽内に設置し、恒温槽の温度を100℃で24時間保持したときに、発火せず、かつ、試験物質の温度が160℃を超えないもの（0.45m³以下の体積のものに限る。）	Ⅲ
注　1　IMDGコード2.4.3.2に規定する自然発火性物質の試験によるものとする。 2　容器等級ⅠからⅢまでに該当しない物質は、自然発火性物質には該当しない。		

（ⅳ）　水反応可燃性物質の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。